

令和5年度竜王町就学援助費について

竜王町では、町立小学校および中学校に在学する児童生徒のうち、経済的理由によって就学困難と認められる児童および生徒に対し就学援助を行っています。

◎給付対象

- ・要保護者（生活保護法に規定する要保護者）
- ・準要保護者（要保護者に準ずる程度に困窮している者）

◎申請に必要なもの

1. 令和5年度児童・生徒就学援助費受給申請書
2. 所得確認に伴う同意書
3. 口座振込依頼書(新規または口座変更を希望の方のみ)
4. その他必要な書類

※ その他必要な書類については以下を参考にしてください。

- ・ **家賃月額が示された契約書の写し**（借家の場合・契約期限内のもの）

※添付書類がない場合、家賃額は考慮されません。

- ・ **世帯全員の課税証明書**

（令和5年1月1日現在の住所が竜王町以外の場合）

※世帯分離をしていても同一地番内に居住している場合は同一世帯とします。

※令和4年1月～12月分の所得が対象になります。令和5年1月1日時点の住所地の役所で、令和5年6月以降速やかに取得してください。

※児童扶養手当の証書を提出する場合は不要です。

- ・ **令和4年度・令和5年度に下記に該当する場合はそのことを証明できる書類**

- (ア) 生活保護の受給
- (イ) 生活保護の停止または廃止
- (ウ) 市町村民税の非課税
- (エ) 市町村民税の減免
- (オ) 個人事業税の減免
- (カ) 固定資産税の減免
- (キ) 国民年金の掛金の減免
- (ク) 国民健康保険料の減免または徴収の猶予
- (ケ) 児童扶養手当の支給
- (コ) 生活福祉資金貸付制度による貸付

**児童扶養手当証書の写しを
必ず提出してください。**

※令和4年度または令和5年度に受給していることが分かる証書。

※提出がない場合、児童扶養手当の支給での認定はできません。

※紛失等の場合は、裏面をご覧ください。

・ **下記に該当する場合はそのことを証明できる書類**

- (a) 失業対策事業適格者手帳を有している日雇労働者
- (b) 職業安定所登録日雇労働者

◎給付対象経費（令和5年度給付予定額）

援助する経費	年間給付上限額		給付予定時期
	小学校	中学校	
通学費用	実費		通学バス利用者のみ
学用品費	11,630円	22,730円	通学用品費と共に学期ごと（分割）
通学用品費（1年生を除く）	2,270円	2,270円	学期ごと（分割）
新入学児童生徒学用品費	54,060円	63,000円	1学期のみ
学校給食費	実費	実費	学期ごと（分割）
校外活動費（泊なし）	実費（上限1,600円）	実費（上限2,310円）	3学期
校外活動費（泊）	実費（上限3,690円）		3学期
修学旅行費	実費（上限22,690円）	実費（上限60,910円）	3学期

※要保護者で、かつ教育扶助を受けている場合は、通学費および修学旅行費のみが給付されます。

◎給付方法

給付は学期末ごとに行います。認定後、口座振込依頼書を提出された場合はご指定の口座に振り込みますが、学校料金等に未納がある場合は学校を通じての給付となります。

◎その他

- ・年度途中に申請された場合は、認定のあった月から給付されます。

《児童扶養手当証書を紛失された場合》

1. 発行には1カ月程度の時間を要します。早急に健康推進課へ再発行の依頼をお願いします。
2. 必ず受付期間内に申請書を提出いただき、その際に再発行依頼中であることをお知らせください。同意書に署名・捺印をお願いします。令和5年7月3日(月)までに再発行された証書を教育総務課へ提出してください。

※提出期限を過ぎた場合、認定のあった月からの給付になります。

お問い合わせ
 竜王町教育委員会事務局
 教育総務課 西村
 (TEL:0748-58-3710)